

中長期的な税財政のあり方に関する提言

社会保障費の増大、主に国債を財源とする大規模な経済対策等により、この数年間で一層悪化したわが国財政。財政規律が一段と弛緩した現状の改善には歳出・歳入両面からの見直しが不可避である。一方、わが国の持続的な成長・発展には、分厚い中間層の形成に資する総合的政策の実行や、付加価値創出に向けた企業の競争力強化への支援が求められる。今号では、当会がこれらの観点をふまえて取りまとめ、10月に公表した税財政に関する意見書の要点を紹介する。

意見書とりまとめの背景

すでに過度となっているわが国財政の公債依存度がこれ以上高まれば、政策的経費の圧迫や制度の持続可能性低下等を招き、社会経済全体に大きな負の影響を及ぼす懸念が高まる。こうした事態を避けるためにも、強い危機感をもってあらゆる政策を講じる必要がある。一方で、持続的な成長・発展には中間層を念頭に置いた所得拡大や子育て支援等の総合的政策の実行、さらには企業の競争力強化に資する研究開発促進およびイノベーション創出に向けた支援等が求められる。これらの観点をふまえ当会が取りまとめた「中長期的な税財政のあり方に関する提言」の概要を以下で紹介する。

中長期的視点に立った財政健全化に向けた提言

消費税率に関する検討

政府がこれまで何度もプライマリーバランス黒字化目標達成時期を延期してきたことを鑑み、例えば、2025年度に黒字化が達成できなかった場合、あるいは複数年にわたり黒字化が達成できなかった場合など、社会保障制度の重要財源でもある消費税の税率引き上げの検討を開始する条件や、時期等の基準を設定すべきである。

持続可能な社会保障制度の構築

① 公的年金制度

老齢基礎年金については、年金支給開始年齢の原則70歳への引き上げのほか、年金以外の所得が一定以上の高齢者については、額に応じた支給額の逡減または支給の廃止を行うべきである。また、名目下限措置を撤廃し、マクロ経済スライドを確実に発動すべきである。

② 医療保険制度

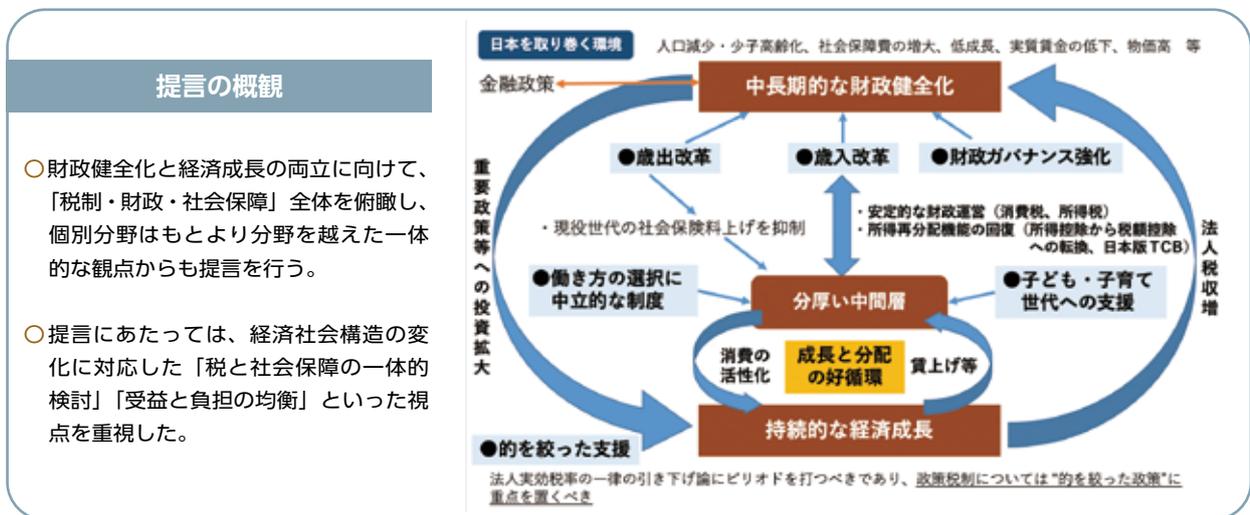
後期高齢者医療における自己負担割合につき、低所得者は2割、それ以外は一律3割への引き上げを求める。あわせて、紹介状を持たずに特定の病院を受診する場合の定額負担の増額や、かかりつけ医制度の整備による医療費の削減を進めるべきである。

③ 介護保険制度

介護保険の自己負担割合を、所得が一定水準以上であれば一律3割へ、それ以外は2割へ引き上げるとともに、要介護度が低い高齢者に対するサービスの縮減に取り組むべきである。

独立財政機関の設置

わが国財政のガバナンス強化や財政規律の保持に向け、財政運営および予算編成プロセスにおける信頼性・透明性を向上させる抜本的な手立てとして、



公平・中立・客観が担保された独立財政機関を設置すべきである。同機関による将来見通しをわが国公式のものとして位置づけ、予算編成等の財政運営に活用する環境を整える必要がある。

■ 財政健全化に向けた道筋の明確化

財務指標の国際標準ともいえる債務残高対GDP比の上限目標を設けることなどを検討するとともに、財政規律の保持等を法的に担保する「財政健全化基本法(仮称)」を制定し、その中で政府の財政健全化目標を明確に位置づけるべきである。

分厚い中間層の形成に向けた提言

■ 社会保険料負担軽減税額控除の導入

税・社会保障の負担率がほぼ一貫して増加し続けている現状をふまえ、税と社会保険料の負担を一体的にとらえて、負担を軽減・調整する新制度が必要である。具体的には、所得に応じた一定額を税額控除し、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく社会保険料から差し引く、「社会保険料負担軽減税額控除(仮称)」の導入を求める。

■ 「年収の壁」解消に向けた見直し

「社会保険料の壁」に関しては、中立かつ不公平感の少ない負担に向けて、スケジュールを明示して社会保険適用範囲の段階的な拡大をはかるべきである。あわせて第3号被保険者には国民年金保険料の負担を段階的に求め、将来的には第1号被保険者と同額の負担となるよう検討すべきである。

■ 賃上げの促進

賃上げの機運を継続的に高めていくためにも、企業が積極的に取り組めるよう、賃上げ促進税制の延長・拡充をはかるべきである。さらに、控除しきれなかった金額を次年度以降に繰り越せる繰越控除措置の導入などを講ずるべきである。

■ 子ども・子育てに向けた支援

フリンジベネフィットの対象範囲の拡充(例：企業が従業員に対して行う育児休業における給与保証、育児や子どもの教育関連費用への手当等)をはかるべきである。加えて、企業における子育て支援の取り組みへのインセンティブを高めるべく、一定の上限枠を設けた上で税額控除を認めるべきである。



常陸均 副会長・経済財政委員長による要望活動
左：宮沢洋一 自由民主党税制調査会長 右：瀬戸隆一 財務大臣政務官

持続的な経済成長の実現に向けた提言

分配の源泉となる付加価値の創出に向けては、企業における研究開発の推進、イノベーション創出等につながる税制の整備が必要である。政策税制の創設に加え、現行制度の必要性および活用度等もふまえて適用期限の延長、拡充を行うべきである。

■ GXへの対応

GXへの対応にあたっては、従来のビジネスモデルとは異なる変革が必要であることから、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用期間を長期化するとともに、税額控除を最大20%(現行：10%)に、特別償却を60%(現行：50%)にそれぞれ引き上げるべきである。

■ スタートアップの創出・育成

オープンイノベーション促進税制の適用期限を延長すべきである。また、本税制のさらなる利活用促進に向けて、国内の合同会社への適用対象の拡大や、下限出資額(現行：大企業は1億円以上)を5千万円以上に引き下げるべきである。

■ 知的財産から生み出される法人所得の優遇

わが国の競争環境を整備すべく、諸外国で導入されているイノベーションボックス税制(国内での研究開発により生まれた知的財産から生み出される所得に優遇税率を適用する制度)を創設すべきである。

今後も時宜を得た活動を

要望項目については、次年度税制改正大綱や骨太方針2024などに反映させるべく、あらゆる機会を通じて政府・与党や関係省庁等に働きかけていく。当会では、今後も税財政に関する課題について議論を深め、適切なタイミングで政策提言を行っていく。

※意見書全文は関経連ホームページに掲載。

(経済調査部 石川紘次)